

平成29年度第1回 第8次住居表示に係る宮代町住居表示整備審議会 会議録（要旨）

- 開催日時 平成29年10月13日（金）午前9時30分～午前11時05分
- 場 所 宮代町役場2階202会議室
- 出席者 委員 寺尾委員、吉澤委員、島村委員、豊島委員、岩崎委員、大高委員、
大山委員、今村委員、菱沼委員、殿塚委員、神野委員（代理 福島氏）
事務局 小暮課長、中村主幹、海老原主査
- 傍聴者 0人

会議次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 委員紹介
6. 第8次住居表示の実施内容の報告
 - (1) 経過とスケジュールについて
 - (2) 街区割りにについて
 - (3) 配布資料について
7. その他
8. 閉会

会議概要

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 委員紹介
6. 第8次住居表示の実施内容の報告
 - (1) 経過とスケジュールについて
事務局中村から資料1に基づき説明
 - (2) 街区割りにについて
事務局中村から資料2に基づき説明
 - (3) 配布資料について
事務局海老原から資料3、4、5に基づき説明

質疑

- 【大高委員】家族や親戚もいなくて、介護施設などに入所していて本人が動けない場合は、誰が申請を代行するのか。役場が代行するのか、誰か第三者に頼むのか、その辺を考えておかないと。
- 【小暮課長】原則的に町が代行することはない。そのような方は概ね家族の方が代行して介護保険等の手続きをしているので、家族の連絡先を町で把握できている方が多いが、どうしても連絡がつかないということもあるかもしれない。これまで全国的にやってきている委託業者に、他市町村の例も確認しておきたい。
- 【豊島委員】申請がものすごく複雑なので、普通の人ができるのは難しい。丸投げでやってくれる業者があるかどうか。費用はいくらかかるのか。説明するときに、その辺も町のほうで考えたほうがよいのではないかと。
- 【小暮課長】実際には司法書士や行政書士であれば手続きをとることは可能だが、費用は自己負担になってしまうというところをお願いするしかない。費用はまだ確認していない。一番皆さんからの質問が多いのは登記申請ではないかと思っていて、表題部は法務局が書き換えてくれるので、所有者の住所欄を書き換えるのがこの申請書になる。多少のことであればご相談いただくことは可能だと思っているが、それでもハードルが高いということであれば専門家をお願いしていただくのが一番良いと考えている。これは期限がないが、やらなくて困るようなことはあるのか。
- 【福島氏】困ることは特にない。実際にその不動産を売買するとか、それを担保にお金を借りるというときには、必ず現在の住所に直さないと手続きが進まないのだから、必要に迫られてからでも問題はない。
- 【大高委員】土地をたくさん持っている人は何枚も書くことになるのか。農家の方とか。
- 【中村主幹】表書きの一番上の部分は一枚で、土地、建物の不動産の表示部分は別紙でつけていただければよい。
- 【小暮課長】町では昭和40年代から住居表示を実施しているが、今になって住居表示証明がほしいという方もいる状況なので、今法務局さんが言ったように、急いで変更しなくて不都合が発生するということはないが、売買等が発生したときに現状と違っていると、変更してからでないと手続きがとれないということが発生する。車検証も同様。立場は速やかにやってくださいというお願いをさせていただく。
- 【岩崎会長】いろいろな手続きがたくさん他にるので、その辺を放っておいて、売買や相続が発生したときに改めてそこで手続きをとっても差し支えないか。
- 【福島氏】ないです。
- 【小暮課長】ただ住所を転々としてそのままずっと放っておいてしまうと、かなり手続きがやっかいになるが、今回の住居表示の変更だけであれば、証明書は何年経ってもいつでも出るので、そこまで心配はないと考えている。期限がないというのはそのようなところでご理解いただいて、そういった説明をさせていただきたい。町が司法書士や行政

書士の斡旋はできないので、業者を利用する場合のおおよその費用については、当然筆数で違ってくるとは思うが、説明会までに確認しておきたいと思う。

【豊島委員】費用がかかる場合、少しは補助金がでますかという質問があると思う。

【小暮委員】申し訳ありません。補助金は出ません。実は今回住居表示で変更手続きをやらなければならないというイメージをお持ちかと思うが、仮に住居表示がなかったとしても、土地区画整理事業の性質上、皆さん底地は変わるので、手続きは住居表示に関係なく発生する。住所は住居表示がなくても変わるはずだったので、その点をご説明させていただいて、町から補助金はお出しできないという話をさせていただきしかない。

【大山委員】新地番に変更手続きした場合は前の地番はなくなるのか。それともずっと存続するのか。

【小暮課長】なくなります。新しく置き換えるので、前の地番を使うものはない。

【島村副会長】現在は仮換地ですから、異動したり売買するときには底地証明が必要。本換地になればいらなくなる。

【大山委員】変更する前の、現在住んでいる方の土地、家屋の面積等に関しては法務局で把握しているのか。

【福島氏】登記してあれば、土地であれば地目と面積、建物であれば種類と構造と床面積は全部登記事項ですから、個々の不動産単位でわかります。

【大山委員】変更手続きを申請する場合に、法務局に行ってそれを確認して登記申請書に転記することはできるか。

【福島氏】確認はできるが、確認という作業のためには登記事項証明書または要約書というものをとっていただかなくてはならないが、それは無料ではないので手数料がかかってしまう。

【大山委員】今現在住んでいる方が、面積がわからないときはそれを申請して取り寄せたうえで転記するというかたちになるのですね。

【福島氏】そういうことになります。もしわからなければ自分で証明書をとっていただいてそれを申請書に書いていただくことになる。

【中村主幹】土地については、道仏土地区画整理組合から換地処分書というものが、この土地の地番がこうなります、面積がいくつになりますというものが配布されます。

【岩崎会長】これから、県の認可をいただいた後に配布される。

【中村主幹】そちらで、土地については今度何番地で何平米になるというのは全てわかります。

【大山委員】土地区画整理組合でそういう証明書が発行されるのであれば、登記申請書がわからないというのは、難しいというのではなくて面倒くさがっているとしたか受け取れない。

【小暮課長】町としては出来る限りの情報提供をさせていただきながら、進めていきたいと思う。できれば速やかにやっていただきたいとお願ひしていきたい。

【大山委員】それならば町のほうで、申請書に関して不明な点がありましたらご相談くださいで済まないか。

【小暮課長】内容的には難しいところがあるので。

【大山委員】何が難しいのかをはっきりしておかないと、説明会で説明できなくなる。面倒くさがり屋さんはわからないで片付けてしまうので、こうすればこうだということを具体的に説明をお願いできますか。

【小暮課長】わかりました。

【吉澤委員】自分に必要な手続きが済んでいるかどうかというチェック表がついていると親切ではないか。

【小暮課長】間に合えば検討したい。

【菱沼委員】これは役場と消防の問題だと思うが、災害通報の話で、119番は久喜市の消防局指令課に入るが、平成30年1月27日に住居表示がされるということで、その場合、旧住所または新住所で119番が入ってくるわけだが、事前にこの新旧対照表をいただければ大変ありがたい。

【小暮課長】お渡しさせていただく予定です。

【菱沼委員】説明会では、新住所で災害通報してくださいという話になるのか。

【小暮課長】住所はあくまでも1月27日以降新住所に変わるという認識でお願いしたいと思っているので、それまでは全て旧住所ということになります。

【殿塚委員】マイナンバーについて、確定申告の際、基本的に税務署からマイナンバーは必ず記入してくれと言われているので、実施区域の中に私どものメンバーの事業所さんもいるものですから、確定申告は来年2月にスタートするので、お早めというよりも、個人の場合、そのときに新住所のマイナンバーで出していただくという形になると思うので、その辺を説明会で話していただきたい。

【小暮課長】マイナンバーの番号自体は変わらないので、住所変更だけしてもらう手続きとなる。特に法人は登記の期限があるので、商工会さんのご尽力をいただかなければならない点かもしれませんがよろしくお願いします。

【殿塚委員】法人事業所については登記も絡んでいますので、その辺の説明をよろしく願いいたします。私どもも問い合わせがあればお答えするようにします。

7. その他

【小暮課長】審議会委員の任期が住居表示終了までということで、後は事務局のほうで着々と進めてまいります。緊急にまたご審議を賜りたいこと、例えば換地処分の見通しが変わったとか、何か状況が発生した場合にご参集いただくこともあるかもしれないが、もし何もなければ順調に進んでいるとご理解ください。

8. 閉会